

## 仕 様 書

### 1 件名

「TOKYO DESIGN WEEK 2015」

伝統工芸品普及促進プロジェクトブース施工および運営委託

### 2 事業目的

東京の伝統工芸品普及促進プロジェクトの一環で支援の対象となる事業者と商品を展示し、東京都の伝統工芸品を広く認知させることを目的とし、さらに事業者と流通取引先をマッチングさせ、新規取引先の獲得を目指す。また、この東京の伝統工芸品に関心を持つ来場者（主としてデザイナーやクリエイター）にPRすることで次年度の商品開発のデザイナー応募にもつなげ高感度のクリエイターを確保するための場とする。

なお、業務履行については、以下に記載の当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業公式サイト

<http://www.tokyo-craft.jp/>

### 3 出展内容

#### (1) 展示スペース

24 m<sup>2</sup>(公社確保済スペース)・6m x 4mの予定（スペース形状は9月末に主催者側で決定）

#### (2) 展示商品について

普及促進プロジェクト支援対象事業者 22 社による支援決定商品（別紙1）

#### (3) 展示施工装飾について

- ①東京の伝統工芸品商品開発・普及促進プロジェクトのブランドテーマである『東京手仕事』のヴィジュアルイメージを踏襲し展示ブースに反映させたVMD構成をすること。
- ②支援対象商品の展示のほか、支援対象事業者の製作実演スペースをブース内に設けること。
- ③支援対象事業者と来場者のコミュニケーションが取れるようスペースを工夫すること。
- ④会場展示台（什器）下にカタログ類を収納するスペースを確保すること。なお、会場での配布カタログ類については、後日、公社が手配する。
- ⑤その他、展示のための施工装飾に関しては主催者事務局の用意するマニュアルに準ずること。

#### (4) その他

- ①会場では支援対象事業者の商品の実演及び販売を行うことから、現在まで伝統工芸品の販売を行った実績が3年以上あり、その販売実績を数字で示すことのできる資料等を希望票提出時に提出すること。なお、提出資料様式は任意とする。
- ②支援対象事業者に対し会場ブース内での製作実演の出演交渉を直接行い、プログラムを編成すること。
- ③支援対象事業者と直接売買契約を取り交わし、取引のための口座の開設が可能な法人であること。
- ④会場内での売り上げ、集客人数、購入者属性（年齢、同伴者の有無等）、購買意欲、購買目

的、商品デザイン（形状、色、パッケージ等）の印象及び価格適正性等を収集し、後日、公社に報告書を提出すること。

⑤販売をするための店舗資材として、包装紙等の梱包資材を必要に応じて準備すること。

⑥会場内の状況を適宜撮影したものを、閉場後、公社担当者に報告、データで提出すること。

⑦商品、職人紹介等のPOPを工夫して作成すること。（SNS等の利用も可能）

#### 4 業務概要

平成27年10月24日（土）から11月3日（火）11:00～21:00（予定）の10日間（10月29日（木）は会場入れ替えのため閉場）、明治神宮絵画館前にて開催する「TOKYO DESIGN WEEK 2015」特設テント・クリエイティブライフ展会場内における以下の業務

- (1) 伝統工芸品普及促進プロジェクトに係るブース展示施工装飾及びおよび撤去処分工事
- (2) 支援対象事業者の製作実演出演コーディネート、商品販売管理業務

#### 5 履行場所

（公財）東京都中小企業振興公社（以下、「公社」と言う。）が指定する場所

#### 6 契約期間

契約確定日の翌日から平成27年12月4日（金）まで

#### 7 委託項目

- (1) ブース内の施工、装飾、展示、解体撤去処分
- (2) 展示商品の搬出入および会期期間中の管理
- (3) 製作実演者の出演交渉コーディネート
- (4) 会場内での販売、売上管理業務
- (5) 来場顧客デイリーレポート作成（様式は任意）

#### 8 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

#### 9 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

#### 10 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

#### 11 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙3に定めるところによる。

## 12 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 13 支払い方法

委託業務完了を確認後、請求書を受領した翌月末までに一括して支払う。

## 14 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

## 15 連絡先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課

伝統工芸品普及促進プロジェクト 山田・張

電話 03-3251-7881 FAX 03-3251-7888

## 平成 27 年度 伝統工芸品普及促進プロジェクト 支援事業者および商品

| 東京都指定<br>伝統工芸品名  | 事業者名                           | 商品名   |
|------------------|--------------------------------|---|
| 江戸切子             | (有)フォレスト<br>鍋谷 孝               | 蒲田切子 蒲田モダン水鏡<br>花器                                      |
|                  |                                | 蒲田切子 蒲田モダン水鏡<br>ウォーターグラス、GUINOMI                        |
|                  | (株)江戸切子の店 華硝<br>熊倉 千砂都         | Japanese traditional nature design<br>米つなぎワイングラス、ぐい呑み   |
|                  |                                | Japanese traditional nature design<br>麻の葉つなぎワイングラス、ぐい呑み |
|                  | 廣田硝子(株)<br>廣田 達朗               | 花蕾 大正浪漫硝子シリーズ   |
|                  |                                | 漆硝子文鎮シリーズ   |
|                  | 木本硝子(株)<br>木本 誠一               | kuroco ストライプオールドシリーズ                                    |
|                  |                                | 薫り立つサケグラスシリーズ   |
|                  | (株)清水硝子<br>清水 三千代              | 江戸切子ロックグラス<br>風車シリーズ                                    |
| 田島硝子(株)<br>田島 大輔 | 江戸黒切子 八角籠目紋シリーズ                |   |
| 山田硝子加工所<br>山田 真照 | 江戸切子 水玉万華鏡<br>(青藍・金赤・紫・モスグリーン) |   |
| 東京七宝             | 畠山七宝製作所<br>畠山 弘                | Green Zone  |
|                  |                                | At Night  |
| 東京手植ブラシ          | (株)宇野刷毛ブラシ<br>宇野 千栄子<br>宇野 三千代 | ボディブラシ  |
|                  |                                | 洋服ブラシ   |
| 東京銀器             | (有)日伸貴金属<br>上川 一男              | 銀器信楽焼盃箱   |
|                  |                                | 純銀バングル  |
|                  | (株)森銀器製作所<br>森 將               | 銀漆玉盃 M-2<br>銀漆玉盃 M-4                                    |
| 江戸木版画            | (株)高橋工房<br>高橋 由貴子              | 浮世絵版画<br>歌川広重「名所江戸百景」、葛飾北斎<br>「富嶽三十六景」                  |
|                  |                                | ます万寿  |

|         |                      |                                |
|---------|----------------------|--------------------------------|
| 東京くみひも  | (株)龍工房<br>福田 隆       | ブレスレット                         |
|         |                      | ショール                           |
| 東京籐工芸   | ラタンファニチャー堀江<br>堀江 正則 | 籐網代編みハンドバック<br>(茶大、黒中、サイズ違いあり) |
|         | (有)加瀬ラタン工芸<br>加瀬 稔   | 籐製らく座椅子                        |
| 江戸簾     | (株)田中製簾所<br>田中 耕太郎   | テーブルウェア                        |
|         |                      | 簾屏風                            |
| 東京染小紋   | (有)藤本染工芸<br>藤本 義和    | 型染日傘                           |
|         |                      | 江戸小紋 LED に染められて<br>(ランプシェード)   |
|         | (株)富田染工芸<br>富田 篤     | 江戸小紋チーフ<br>(柄違いあり)             |
|         |                      | 江戸小紋、江戸更紗ストール<br>(柄違いあり)       |
| 東京本染ゆかた | 東京和晒(株)<br>瀧澤 一郎     | 東京本染め手拭い<br>(柄違いあり)            |
| 江戸木目込人形 | (株)松崎人形<br>松崎 篤      | 小さな人形 和ワークスシリーズ                |
|         | (株)柿沼人形<br>柿沼 正志     | 招き猫<br>(色違いあり)                 |
| 銅器      | 根岸産業(有)<br>根岸 洋一     | 銅製竿長如雨露 4号                     |

## 個人情報に関する特記事項

### (定義)

第1 本業務において、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社という。）の保有する個人情報（以下、単に「個人情報」という。）とは、公社が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が本委託契約の過程で収集した個人情報のすべてをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

### (個人情報の保護に係る受託者の責務)

第2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

### (再委託の禁止)

第3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ公社の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき公社に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

### (秘密の保持)

第4 受託者は、第3第1項ただし書きにより都が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3第1項ただし書きにより、都が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3第1項ただし書きにより都が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### (複写複製の禁止)

第6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、都から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、公社の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

### (個人情報の管理)

第7 受託者は、都から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、公社から要求があった場合には、前項の管理記録を公社に提出しなければならない。

#### (受託者の安全対策と管理体制資料の提出)

第8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 公社から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
- (3) 契約履行課程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピィ等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) その他仕様等で指定したもの

2 公社は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

#### (公社の検査監督権)

第9 公社は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、公社から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

#### (資料等の返還)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため公社から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに公社に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

#### (記録媒体上の情報の消去)

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

2 第3第1項ただし書きにより都が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め都に報告しなければならない。

#### (事故発生の通知)

第12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって公社に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに都に報告し、公社の指示に従わなければならない。

#### (公社の解除権)

第 13 社は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除をすることができる。

(疑義についての協議)

第 14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。



## 暴力団等排除に関する特約事項

## (暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

## (再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

## (不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力を行うこと。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。